

# 第4期胎内市障がい福祉計画

平成27年3月

胎内市



## はじめに

近年、障がいのある方に対する考え方が大きく変化しつつあります。本市には約1500人の障がいのある方が生活されていますが、新しい障害者総合支援法により、福祉サービスの充実はもちろんのこと、障がいのある方が、地域社会の中で、人権を尊重され、すべての方が同じように生活ができるまちづくりを進めていく必要があります。「胎内市地域福祉計画」では「楽しくふれあい、認めあい、助けあうまち たいない」を基本理念として地域に関わるすべての人々が連携・協働して、様々な生活課題を持ち寄り、支援を必要とする人を支え、人と地域をつなぐ活動を進めています。障がい者福祉においても、こうした考え方を基本に、地域で、障がいのある方を支えていくことが今まで以上に重要となってきております。

また、障害者差別防止法や虐待防止法など新たな法律が成立し、障がいのある方に対する差別等に対し、これを根絶する努力も求められてきております。

このような中、市の障がい福祉計画が改定期を迎え、障害者総合支援法や「第2次胎内市障がい者計画」「胎内市地域福祉計画」の考え方を引き継ぎ、障がいのある方を地域全体で支援する「第4期胎内市障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後は、地域、家庭、学校、行政そして事業所等の皆様とともに、互いに連携を取りながら、計画の実現を目指してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ヒアリング調査にご協力をいただきました各団体の皆様、胎内市地域自立支援協議会において貴重なご意見やご提言をいただきました委員及び専門部会の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

胎内市長 吉田和夫



# 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景 .....	3
第2節 計画の位置づけ .....	4
第3節 計画の内容と期間 .....	5
第4節 計画の策定体制 .....	5
1 庁内の連携 .....	5
2 関連福祉施策との連携 .....	5
3 市民参加による計画策定 .....	5
4 自立支援協議会 .....	6
5 広域的な連携 .....	6
第5節 障害者総合支援法による主な改正点 .....	6
1 法律の目標 .....	6
2 障がい者の定義の拡大 .....	6
3 障がいの区分 .....	7
4 障がい福祉サービスの改善 .....	7
第6節 関連法等の成立 .....	8
1 障害者権利条約 .....	8
2 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援 等に関する法律） .....	8
3 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律） .....	9
第7節 計画の基本的な考え方 .....	10
1 障がい者の状況の把握 .....	10
2 地域社会での自立の支援 .....	10
3 一元的なサービス提供 .....	12
4 就労支援事業への取り組み .....	12
5 相談支援事業の取り組み .....	13
<b>第2章 障がい者の現況と課題</b> .....	<b>15</b>
第1節 障がい者の現状 .....	17
1 障がい者（児）数の推移 .....	17

2	身体障がい者（児）の状況	18
3	知的障がい者（児）の状況	20
4	精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）の状況	21
5	障害支援区分別認定者	22

### **第3章 第3期計画の検証** ..... **25**

第1節	数値目標	27
1	施設入所者の地域生活への移行	27
2	福祉施設から一般就労への移行等	28
第2節	障がい福祉サービス	30
1	訪問系サービス	30
2	日中活動系サービス	31
3	居住系サービス	33
4	サービス等利用計画	33
第3節	地域生活支援事業	34
1	相談支援事業	34
2	地域自立支援協議会の設置	34
3	成年後見制度利用支援事業	34
4	市町村相談支援機能強化事業	35
5	コミュニケーション支援事業	35
6	日常生活用具給付等事業	35
7	移動支援事業	36
8	地域活動支援センター事業	37
9	その他事業	37

### **第4章 第4期の成果目標** ..... **39**

第1節	成果目標	41
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	41
2	地域生活支援拠点の整備	42
3	福祉施設から一般就労への移行等	42
第2節	障がい福祉サービスの見込量（活動指標）	44
1	訪問系サービス	44
2	日中活動系サービス	45
3	居住系サービス	48
4	計画相談支援・地域相談支援	49

5	障がい児支援（児童福祉法）	50
第3節	地域生活支援事業	52
1	理解促進研修・啓発事業	52
2	自発的活動支援事業	52
3	相談支援事業	52
4	成年後見制度利用支援事業	53
5	成年後見制度法人後見支援事業	54
6	意思疎通支援事業	54
7	日常生活用具給付等事業	55
8	手話奉仕員養成研修事業	56
9	移動支援事業	56
10	地域活動支援センター事業	57
11	その他事業	57
<b>第5章</b>	<b>サービス見込量の確保の方策</b>	<b>59</b>
1	在宅生活支援サービス	61
2	日中活動の場となるサービス	61
3	生活の場となるサービス	61
4	計画相談支援サービス	61
5	地域生活支援事業	62
6	P D C Aサイクルの導入	62
<b>資料編</b>		<b>65</b>
	胎内市地域自立支援協議会設置要綱	67
	障がい福祉関連用語解説	70





# 第 1 章 計画策定の概要



# 第1章 計画策定の概要

## 第1節 計画策定の背景

近年、障がい者に対する考え方が大きく変化しつつあり、福祉制度についても、関連諸法の改正・整備があいついでなされています。

平成16年（2004年）6月及び平成23年（2011年）8月に障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止や障害者権利条約の批准にあわせた改正、障がい者定義の拡大や合理的配慮概念の導入などが規定されました。また、市町村には、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定することが義務づけられました。

平成17年（2005年）4月に、発達障害者支援法が施行され、従来の施策では十分な対応がなされなかった発達障がいのある人に対する支援と、発達障がいの定義及び法的な位置づけが確立されました。また、平成18年（2006年）4月には、障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は大きな変革を迎えました。

しかしながら、障害者自立支援法については、支援の利用者の負担等をめぐり多くの問題点や課題が指摘され、平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が成立しました。ここでは、障害者自立支援法の「能力や適性に応じ自立した生活を支援する」といった内容が削除され、「障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」という内容が追加され、より人権に配慮した法律となりました。

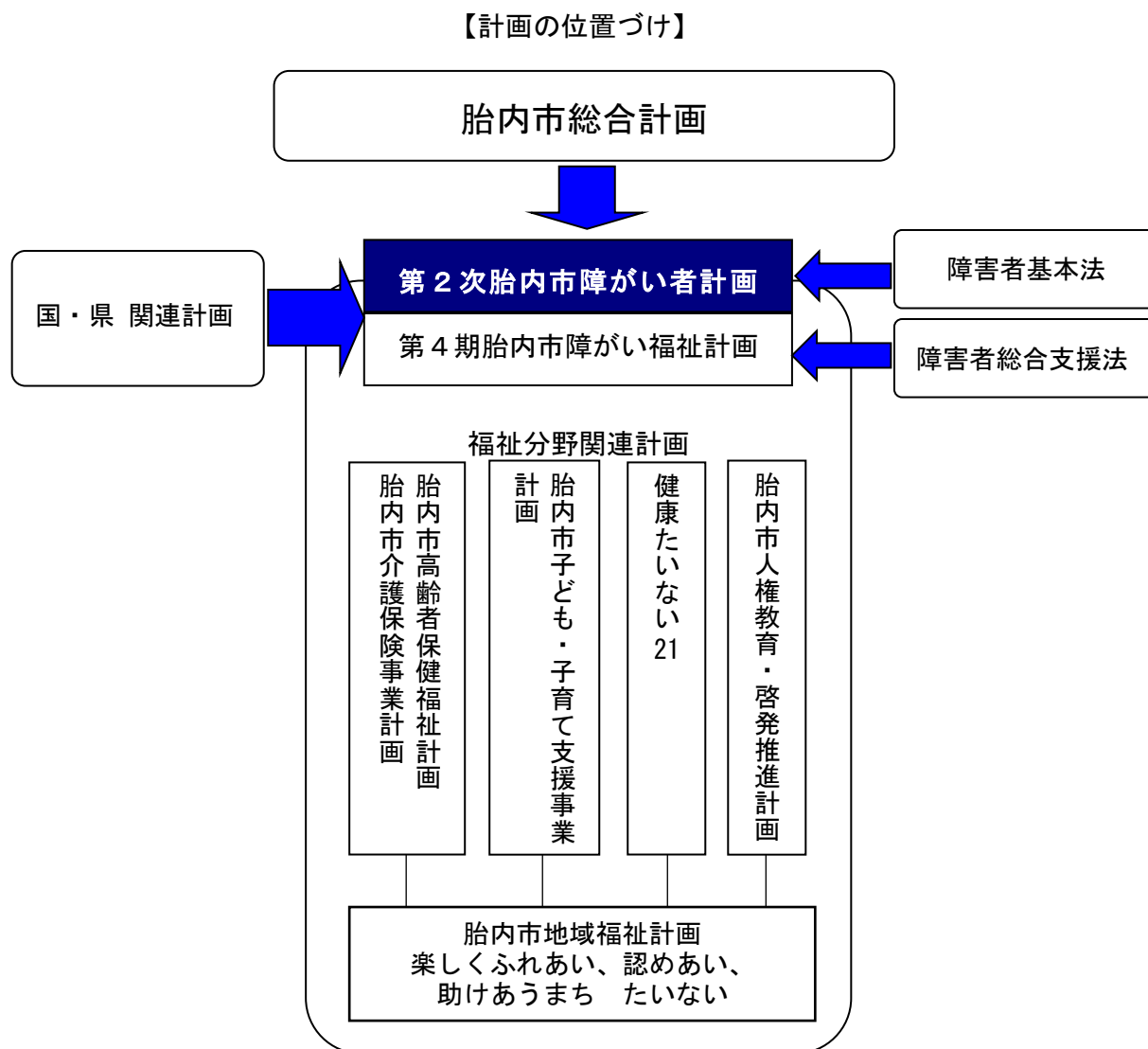
胎内市では、平成16年（2004年）6月の障害者基本法の改正及び平成18年（2006年）4月の障害者自立支援法の施行にあわせ、平成19年に「胎内市障がい者計画」及び「第1期胎内市障がい福祉計画」を策定し、障がい者に対する福祉の充実や障がい者の地域移行の促進と自宅や地域での生活支援に努めてまいりました。また、平成21年には「第2期胎内市障がい福祉計画」を、平成24年には「第3期胎内市障がい福祉計画」を策定し、サービスの充実を進めてきたところです。

今回、平成27年度からの3年間の第4期障がい福祉計画を作成するにあたっては、新たに施行された障害者総合支援法に基づいて作成することとなります。

新たな障がい者福祉事業の提供体制を整え、障がい者のみなさんの利用の促進を図るとともに、地域生活の向上と、障がい者の尊厳を尊重する人にやさしいまちづくりを目指して、施策を推進していきます。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に即し、新潟県障害福祉計画、並びに「胎内市総合計画」に示された「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を基本理念として、健康・福祉分野における基本目標の「住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち」の各施策に即し、関連分野の計画との整合を図り策定したものです。



### 第3節 計画の内容と期間

「第4期胎内市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法から障害者総合支援法に引き継がれた計画であり、各年度における障がい福祉サービスの必要量の見通しを立て、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関し必要な事項を示します。

障がい福祉計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年であり、平成24年度から平成26年度までの第3期計画を見直します。

図表 計画期間

年 度	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
胎内市 障がい者計画	第2次計画						(第3次)計画(H30-)		
胎内市 障がい福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		

### 第4節 計画の策定体制

#### 1 庁内の連携

本計画は内容が市行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課と連携することにより、各課の施策との整合を図っています。

#### 2 関連福祉施策との連携

障がい者施策の中には、高齢者施策や介護保険事業、子ども・子育て支援等と関連するものがあることから、高齢者・介護保険事業、子ども・子育て支援事業と障がい者施策との相互の連携調整を図っています。

#### 3 市民参加による計画策定

計画の策定にあたっては、障がい者団体からのヒアリングを実施しています。

また、計画の素案について、市のホームページ、市役所本庁、支所等での閲覧等により公開し、広く市民からの意見を募集することにより、それらの意見を計画に反映しています。

### 4 自立支援協議会

地域において相談支援事業を適切に実施していくため、市は「地域自立支援協議会」を設置していますが、計画策定にあたって自立支援協議会の協力を得て、より地域や福祉の現場の意見を反映した計画としています。

### 5 広域的な連携

障がい者福祉に関わる諸施設は広域的なものが多く、本市においても多くの障がい者が市外の施設を利用しています。こうしたことから関連する近隣自治体との連携、協議を図りながら計画の策定、事業実施を進めます。

## 第5節 障害者総合支援法による主な改正点

### 1 法律の目標

障害者自立支援法では、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」となっていたものが、障害者総合支援法では「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と改正されています。

このように自立を基本としてサービス経費の1割負担など個人の能力や適性に応じた支援から個人の尊重に重点が移されています。

### 2 障がい者の定義の拡大

従来は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の三障がい及び発達障がいに加え、難病について治療法が確立していないなどの理由で、いまだ十分な支援を受けられない難病について追加がなされ、151疾患（第1次対象疾病：平成27年1月時点）が対象となっています（今後、障害者総合支援法対象疾病検討会により拡大される可能性があります）。

### 3 障がいの区分

従来の障害程度区分は介護保険制度を基本としており、主に身体的介護に関する項目で決定されていましたが、障害者総合支援法では障害支援区分と名称を変更したほか、障がい特性だけでなく、その人が生活している環境なども踏まえて判定項目などが変更されています。

### 4 障がい福祉サービスの改善

#### ・重度訪問介護の利用者拡大

重度訪問介護の利用対象が、身体障がい者から知的障がい者や精神障がい者にも拡大されました。

#### ・居住サービスの一元化

共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されることになりました。また、入所のための要件としての障害支援区分が取り外されることとなりました。また、単身生活を営む人については、グループホームを利用しながら地域のアパートなどで生活する「サテライト型住居」も新たに創設されました。

#### ・地域移行支援の対象の拡大

施設内で生活していた障がい者が円滑に地域での生活へ戻るために実施されているサービスが地域移行支援です。対象者が、障がい者支援施設や精神病院に加え矯正施設から退所する障がい者にも拡大されました。

#### ・地域生活支援事業の拡大

従来の地域生活支援事業の任意事業のなかから意思疎通支援を行う者の養成や市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修等の事業が必須事業に変更となりました。

#### ・障がい福祉計画における目標の設定

市町村においては、障がい福祉計画においてサービス基盤整備のための目標について、成果目標とサービス見込量（活動指標）を定めることとなりました。また、これにあわせて少なくとも年1回、分析、評価することになります。

## 第6節 関連法等の成立

近年、国連の障害者権利条約の批准にあわせ、障害者総合支援法を始め、障害者虐待防止法や障害者差別解消法などの関連法が相次いで成立しています。

### 1 障害者権利条約

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は2007年9月28日に、この条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託しています。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しています。

この条約の主な内容は、下記のとおりとなっています。

- ① 一般原則（障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- ② 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- ③ 障がい者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）
- ④ 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障がい者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）

### 2 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権



利利益の擁護に資することを目的としています。

平成23年6月17日に成立、同6月24日公布されています。主な内容は以下のとおりです。

- ① 「障がい者」とは、身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます（改正後障害者基本法2条1号）。
- ② 「障がい者虐待」とは、(1)養護者による障がい者虐待、(2)障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、(3)使用者による障がい者虐待をいいます。
- ③ 障がい者虐待の類型は、(1)身体的虐待、(2)ネグレクト、(3)心理的虐待、(4)性的虐待、(5)経済的虐待の5つが掲げられています。

市は、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」機能を設置します。

### 3 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

## 第7節 計画の基本的な考え方

計画の基本的理念は、障害者総合支援法の主旨を踏まえるとともに、前計画からの継続性を考慮して、次のとおり定めます。

### 1 障がい者の状況の把握

障害者総合支援法の基本的な考え方は、基本的人権をもつ個人として尊重されることにあります。障がい者一人ひとりの状況によって、自立した生活を送ろうという意思のある人もあれば、自分では判断ができず、周辺から支えてあげなければならない人もいます。

障がい福祉サービスの提供にあたっては、こうした視点からまず、障がい者の状況を把握し、的確に判断することによって、その人にとって最もよいサービスの提供を進めることから始めることとします。

また、障がいのある方が地域において自立した日常生活、または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支えるために相談支援と、サービス等利用計画の作成が必要であり、そのための人材の確保等、公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実が必要です。

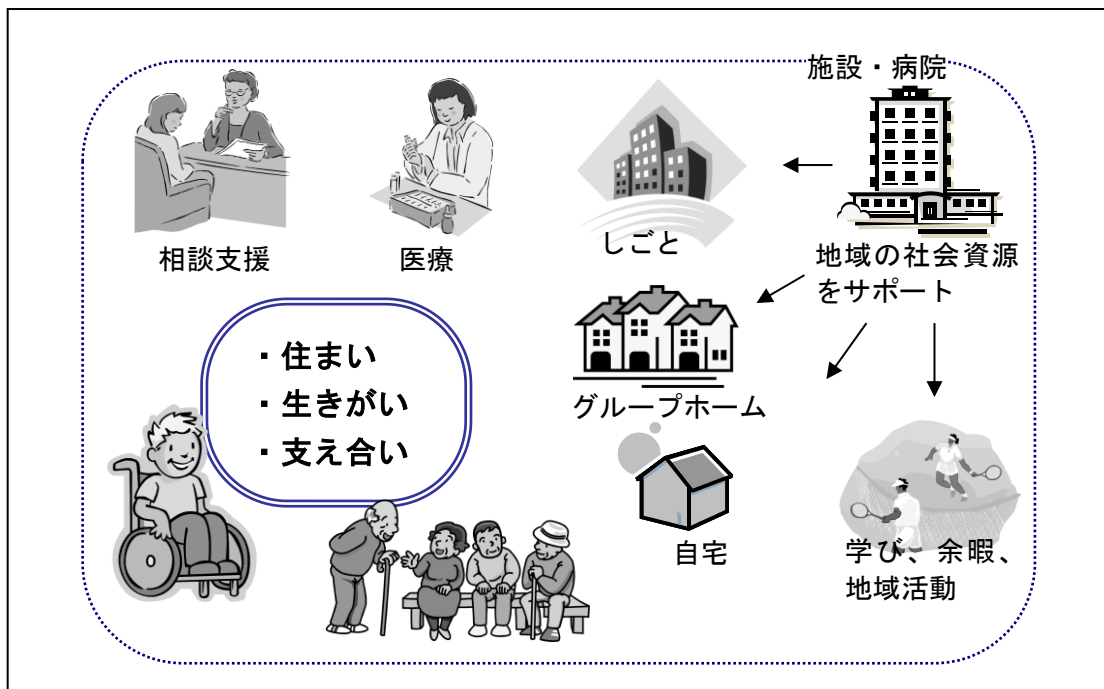
### 2 地域社会での自立の支援

障がい福祉施策の基本は、地域生活に向けての転換が基本的な方向となっています。前計画から引き続いて、障がい者の生活を、施設・病院での24時間の生活から、地域での生活に移行することが重要であり、そのための地域における福祉サービスと支援体制を整備していくことが必要です。

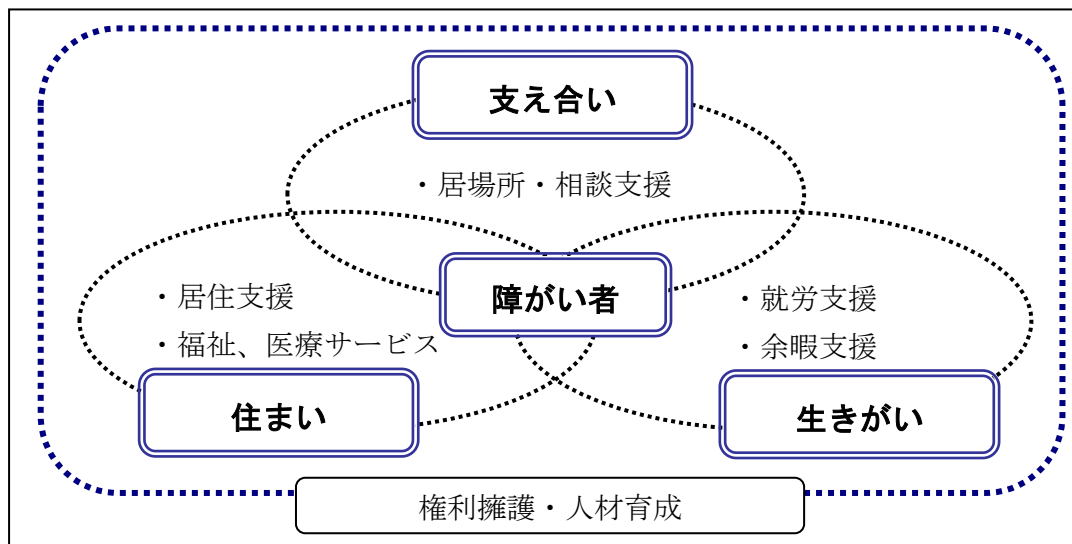
また、自宅で暮らしている障がい者が成人して自立することも視野に入れ、乳幼児期から成人・高齢期に至るまでを支えるためには、多様な資源を整備していくことも必要です。

「胎内市障がい福祉計画」では、障がい者の地域生活を支える「住まい」「生きがい」「支え合い」という3つの場から将来のあるべき地域社会を考えていきます。

【地域生活に向けて】



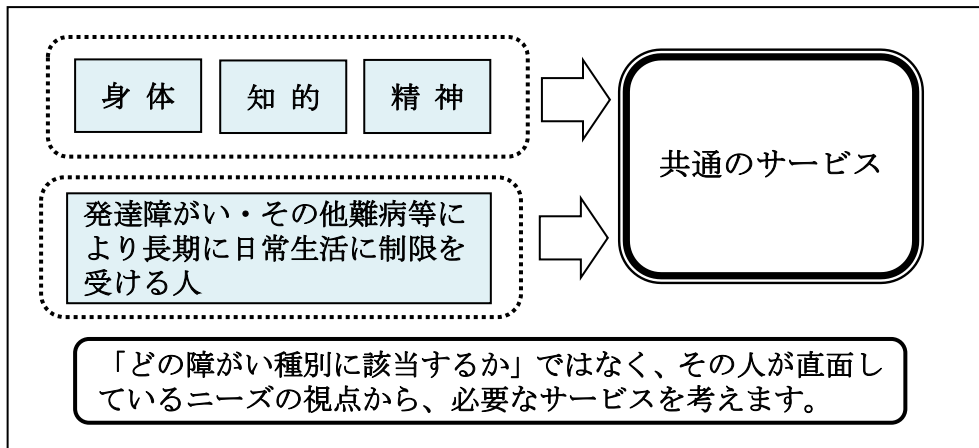
【地域生活を支える三つの場】



### 3 一元的なサービス提供

障害者総合支援法により、従来区分されていた身体障がい、知的障がいと精神障がいを共通の制度の下で一元的に提供することとなっているほか、従来の三障がいに加え発達障がい、難病等も対象となっていることから、いずれの対象者についても適切なサービス提供ができるよう体制の整備を進めます。

#### 【障がい福祉サービスを一元的に提供します】



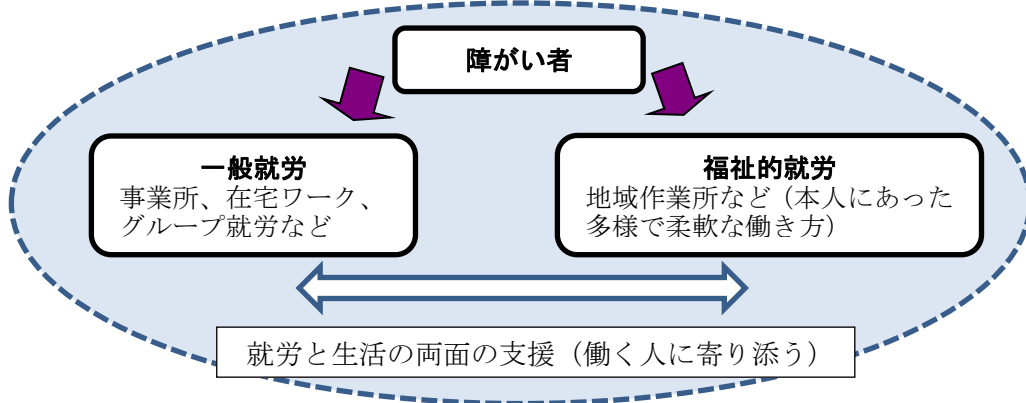
### 4 就労支援事業への取り組み

障がいの有無にかかわらず、働くことは自立した生活を支える基本であり、一人ひとりの可能性を伸ばすことでもあります。

その人らしい、働き方を選択できることはノーマライゼーションの理念からも大切なことです。

障がい者あるいはその家族が、その人の適性に応じて多様な働き方を選択できるよう、本市は就労と生活の両面からの支援に取り組んでいきます。

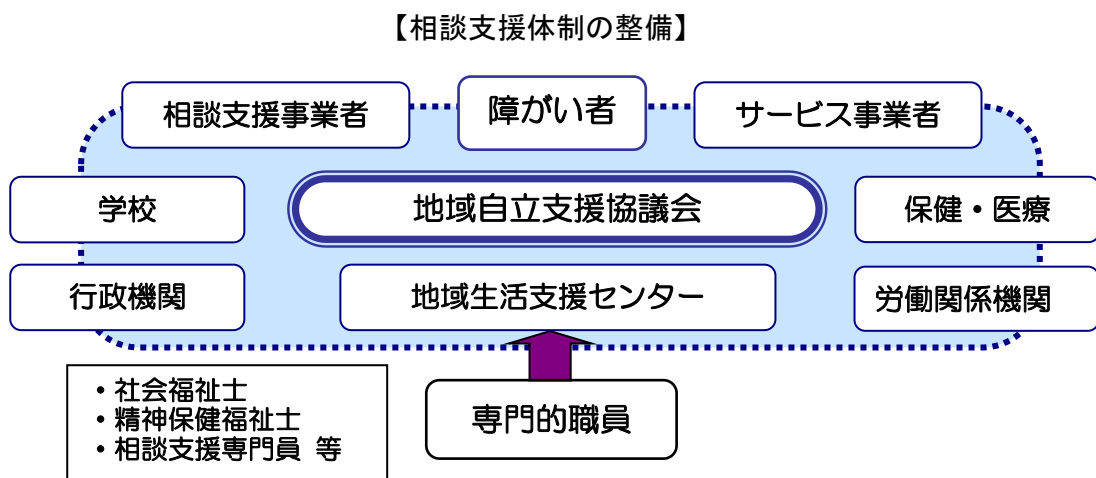
#### 【就労支援事業への取り組み】



5 相談支援事業の取り組み

障がい者(児)が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。今後とも、相談支援体制を維持・強化するとともに、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できるよう、「地域自立支援協議会」において委託事業者の運営評価を実施し、サービス提供の質の向上を目指します。

また、サービス等利用計画の作成を円滑に進めるための相談支援専門員等の人材の確保等の体制整備を引き続き進めます。





## 第2章 障がい者の現況と課題





## 第2章 障がい者の現況と課題

### 第1節 障がい者の現状

#### 1 障がい者（児）数の推移

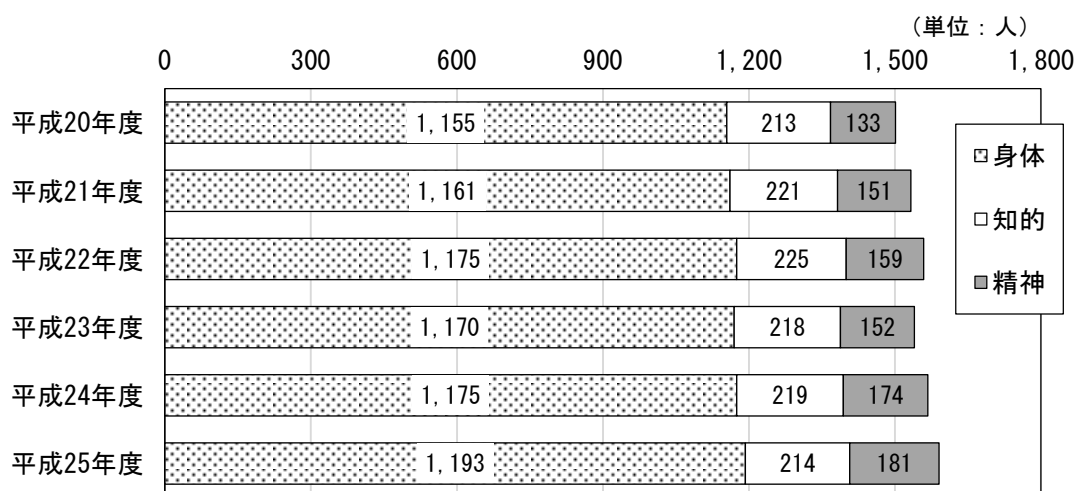
本市の身体障がい、知的障がい、精神障がいの各障害者手帳及び療育手帳の所持者は、平成26年3月31日現在で1,588人であり、総人口比では5.13%となっています。この数年で、人口はやや減少となりましたが、障がい者数はやや増加傾向にあります。

図表 障がい者（児）数の推移

(単位：人、%)

年 度	人口	障がい者（児）数				構成比
		身体	知的	精神	計	
平成20年度	32,320	1,155	213	133	1,501	4.64
平成21年度	32,040	1,161	221	151	1,533	4.78
平成22年度	31,814	1,175	225	159	1,559	4.90
平成23年度	31,510	1,170	218	152	1,540	4.89
平成24年度	31,231	1,175	219	174	1,568	5.02
平成25年度	30,931	1,193	214	181	1,588	5.13

※各年度3月31日現在



## 2 身体障がい者（児）の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成26年3月31日現在で1,193人です。

障がい別に見ると「肢体不自由」が最も多く、693人で全体の58.1%となっています。次に多いのは「内部障がい」で263人、22.0%、「聴覚・平衡機能障がい」が126人、「視覚障がい」が99人、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が12人となっています。

等級別では、「1級」が330人で27.7%、「2級」が190人で15.9%、「3級」が248人で20.8%、「4級」が264人で22.1%、「5級」が70人で5.9%、「6級」が91人で7.6%です。

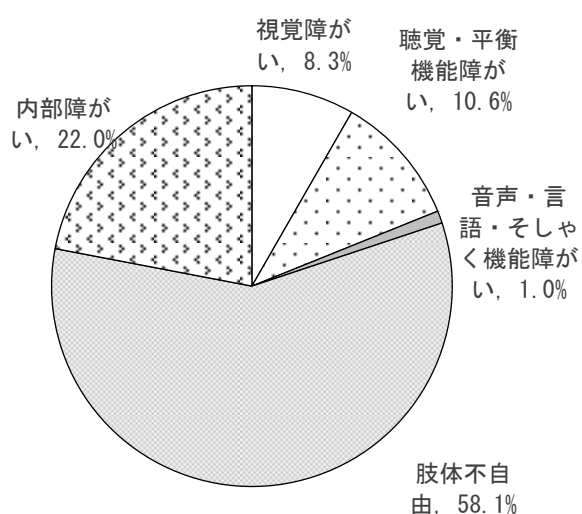
図表 身体障害者手帳所持者の状況（障がい種別）

（単位：人、％）

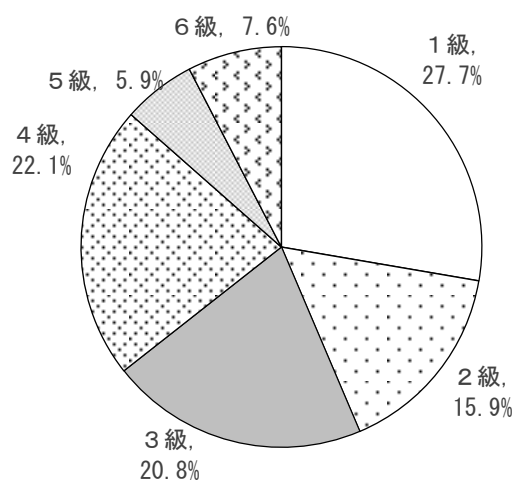
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障がい	42	31	5	3	12	6	99	8.3
聴覚・平衡機能障がい	3	19	17	41	0	46	126	10.6
音声・言語・そしゃく機能障がい	—	—	6	6	0	0	12	1.0
肢体不自由	113	138	177	168	58	39	693	58.1
内部障がい	172	2	43	46	0	0	263	22.0
合計	330	190	248	264	70	91	1,193	100.0

※平成26年3月31日現在

障がい別の状況



等級別の状況



年齢別では65歳以上が70.4%と7割を占めるなど高齢者が多いのが特徴です。20歳未満は1.5%となっており、働き盛りの20～64歳が28.1%と3割弱を占めています。

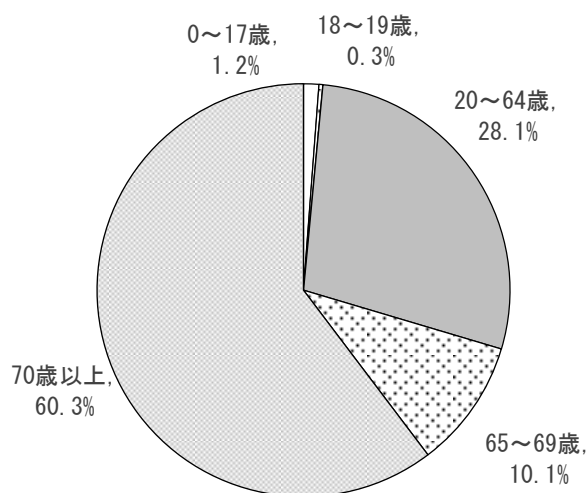
図表 身体障害者手帳所持者の状況（年齢別）

（単位：人、％）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
0～17歳	7	2	2	2	1	0	14	1.2
18～19歳	1	1	1	1	0	0	4	0.3
20～64歳	102	54	69	62	21	27	335	28.1
65～69歳	33	27	21	27	10	3	121	10.1
70歳以上	187	106	155	172	38	61	719	60.3
合計	330	190	248	264	70	91	1,193	100.0

※平成26年3月31日現在

年齢別の状況



### 3 知的障がい者（児）の状況

本市の療育手帳所持者は、平成26年3月31日現在で214人であり、平成23年3月31日現在で225人であったことと比較すると、やや減少となっています。

判定別に見ると「A（重度）」が89人で41.6%、「B（中度・軽度）」が125人で58.4%となっています。

年齢別では、「18歳未満」が30人で14.0%、「18歳以上」が184人で86.0%です。

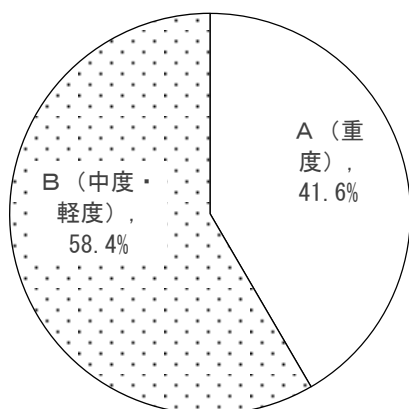
図表 療育手帳所持者の状況（年齢別）

（単位：人）

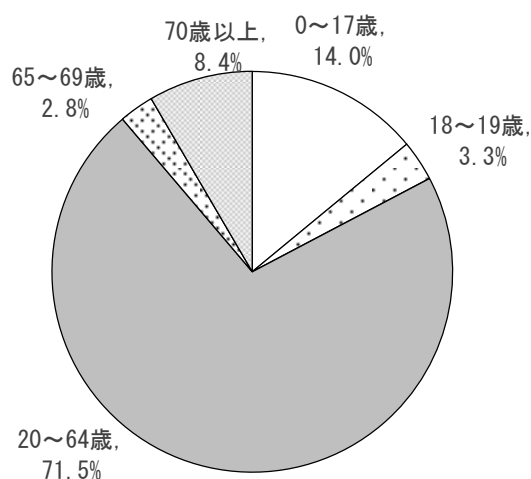
年齢	障がい者数		
	A	B	計
0～17歳	10	20	30
18～19歳	2	5	7
20～64歳	62	91	153
65～69歳	3	3	6
70歳以上	12	6	18
合計	89	125	214

※平成26年3月31日現在

判定別の状況



年齢別の状況



4 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成26年3月31日現在で181人です。平成23年3月31日現在で159人であったことと比較するとやや増加しています。

等級別に見ると「1級」が21人で11.6%、「2級」が149人で82.3%、「3級」が11人で6.1%を占めています。

自立支援医療受給者は、平成25年度は369人となっています。

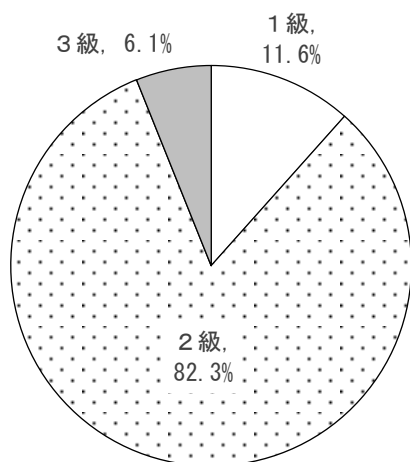
図表 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（年齢別）

（単位：人）

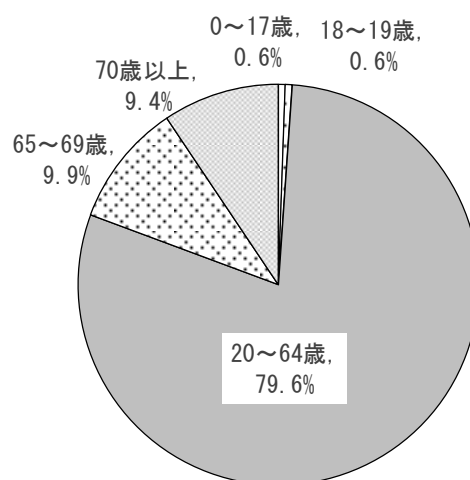
年齢	障がい者数			
	1級	2級	3級	計
0～17歳	0	1	0	1
18～19歳	0	1	0	1
20～64歳	13	122	9	144
65～69歳	5	11	2	18
70歳以上	3	14	0	17
合計	21	149	11	181

※平成26年3月31日現在

等級別の状況



年齢別の状況



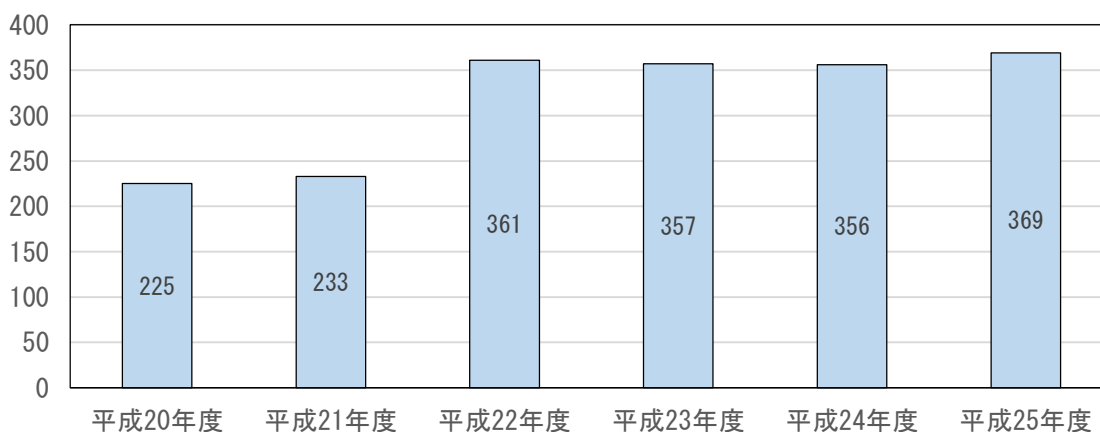
図表 自立支援医療（精神通院）の状況

(単位：人)

年 度	合 計
平成 20 年度	225
平成 21 年度	233
平成 22 年度	361
平成 23 年度	357
平成 24 年度	356
平成 25 年度	369

※各年度 3 月 31 日現在

(単位：人)



## 5 障害支援区分別認定者

障がい福祉サービスのうち、原則として18歳以上の方の介護給付の支給決定にあたっては、その必要性に応じた障害支援区分の認定を受けることとなっています。認定者は、108人となっており、内訳は「区分1」が9人、「区分2」が21人、「区分3」が23人、「区分4」が17人、「区分5」が19人、「区分6」が19人と比較的均等に分布しています。

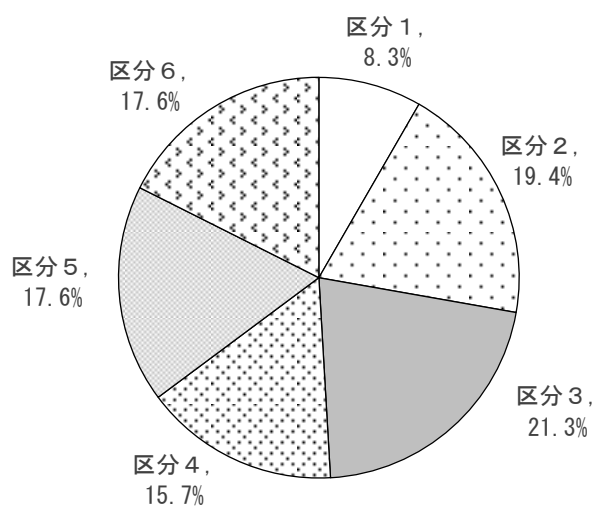
なお、障害支援区分は、平成26年4月より判定のためのコンピュータ判定式の変更や項目の変更等が行われ、名称もこれまでの障害程度区分から変更となっています。

図表 障害支援区別認定者数

(単位：人)

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
区分1	0	4	5	9
区分2	2	10	9	21
区分3	1	15	7	23
区分4	4	9	4	17
区分5	6	12	1	19
区分6	10	9	0	19
合計	23	59	26	108

※平成26年3月分サービス利用実績より算出







## 第3章 第3期計画の検証



## 第3章 第3期計画の検証

### 第1節 数値目標

#### 1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、施設入所者の削減は見込み量の8人に対し4人となる見込みです。

#### 【国の基本指針】

平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定。

平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数 値	実 績	備 考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	38 人	38 人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	30 人	34 人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み(A-B)	8 人 21.1 %	4 人 10.5 %	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	12 人 31.6 %	0 人 0 %	施設入所から共同生活介護、共同生活援助等へ移行した者の数

## 2 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行として2人の目標に対し、平成26年度には5人となる見込みです。

#### 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	実績	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	2人 —倍	5人 —倍	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

### (2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援の目標38人に対し、平成26年度の利用者数は13人となり、5.8%にとどまる見込みです。

#### 【国の基本指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行支援事業の利用者数の移行目標

項目	数値	実績	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	230人	223人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	38人 16.5%	13人 5.8%	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(3) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労継続支援事業の目標はA型が13人、B型が89人でしたが、平成26年度の利用者数はA型が1人、B型が78人となる見込みです。

【国の基本指針】

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労継続支援（A型）事業の利用者数の移行目標

項目	数値	実績	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	13人	1人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	89人	78人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	102人	79人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）/（B）	12.7%	1.3%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

## 第2節 障がい福祉サービス

### 1 訪問系サービス

訪問系サービスの第3期計画期間における見込み量と実績は次のとおりです。

居宅介護は、平成26年度では利用人数は25人、利用時間は214時間で見込み量を下回る見込みです。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、特に重度の障がい者を対象としていることから、対象者数が少なく、第2期に続いて利用はありませんでした。

同行援護は3期計画において新しく創設された事業です。実績は、見込み量より少ないものの徐々に利用が増えてきています。

図表 訪問系サービスの第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	見込量	時間	240	270	300
		人(数)	24	27	30
	実績	時間	194	205	214
		人(数)	16	19	25
重度訪問介護	見込量	時間	100	100	100
		人(数)	1	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人(数)	0	0	0
行動援護	見込量	時間	10	10	10
		人(数)	1	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人(数)	0	0	0
重度障害者等 包括支援	見込量	時間	150	150	150
		人(数)	1	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人(数)	0	0	0
同行援護	見込量	時間	33	44	55
		人(数)	3	4	5
	実績	時間	0	7	4
		人(数)	0	1	3

※1か月あたり延べ量。平成26年度は見込値

## 2 日中活動系サービス

生活介護においては、平成26年度は、人数は37人と見込み量を下回り、利用時間も807時間と見込み量を下回る見込みです。

平成26年においては、自立訓練のうち機能訓練の利用はありませんでした。生活訓練の利用は、38人の利用となる見込みです。

就労移行支援は、平成26年度は、見込み量38人に対し13人の利用となる見込みです。

図表 日中活動系サービスの第3期計画における見込み量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	見込み量	人日	924	990	1,056
		人	42	45	48
	実績	人日	738	1,068	807
		人	37	39	37
自立訓練 (機能訓練)	見込み量	人日	22	33	44
		人	2	3	4
	実績	人日	19	30	0
		人	1	1	0
自立訓練 (生活訓練)	見込み量	人日	616	726	836
		人	28	33	38
	実績	人日	685	711	662
		人	37	39	38
就労移行支援	見込み量	人日	176	330	836
		人	8	15	38
	実績	人日	163	250	235
		人	8	13	13

※人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。平成26年度は見込値

就労継続支援は、A型は市内に施設がなく利用はわずかです。B型は第3期で伸びておりましたが、平成26年度は見込みどおりの利用者数となる予定です。

療養介護は、重度障がい者を対象としており、利用者は見込み量の6人に対し4人の利用となる見込みです。

短期入所は、平成26年度は、18人の利用見込みに対し、28人が利用する見込みで大幅に伸びています。

図表 日中活動系サービスの第3期計画における見込量と実績（つづき）

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援 (A型)	見込量	人日	66	110	286
		人	3	5	13
	実績	人日	11	7	14
		人	1	1	1
就労継続支援 (B型)	見込量	人日	1,870	1,914	1,958
		人	85	87	89
	実績	人日	1,462	1,542	1,650
		人	82	88	89
療養介護	見込量	人	5	6	6
	実績	人	4	4	4
短期入所	見込量	人日	100	120	180
		人	10	12	18
	実績	人日	164	122	225
		人	22	25	28

※人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。平成26年度は見込値



### 3 居住系サービス

第3期計画では、共同生活介護と共同生活援助がそれぞれ別々に事業として計画されていましたが、両者をあわせた見込み量は、平成26年度は17人となっていました。実際の利用者は7人となる見込みです。

施設入所支援は、平成25年度は、36人で見込み値より4人多くなっています。平成26年度も、34人が見込まれ、見込み値より4人多くなっています。

図表 居住系サービスの第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	人	7	12	17
	実績	人	5	5	7
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	34	32	30
	実績	人	33	36	34

※1か月あたり実量。平成26年度は見込値

### 4 サービス等利用計画

サービス等利用計画（指定相談支援）の作成件数は、平成26年度は223件となる見込みです。平成26年度末までにサービス利用者全員にサービス等利用計画を作成することとされているため、大幅な伸びがありました。なお、地域移行相談支援と地域定着相談支援の実績は、ありませんでした。

図表 サービス等利用計画の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	見込量	人	13	26	39
	実績	人	64	147	223
地域移行相談支援	見込量	人	5	5	5
	実績	人	1	0	0
地域定着相談支援	見込量	人	6	6	6
	実績	人	0	0	0

※年間実人数。平成26年度は見込値

## 第3節 地域生活支援事業

### 1 相談支援事業

相談支援事業の実施箇所数は、平成26年度より当初の見込みどおり3箇所となっています。

図表 相談支援の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	見込量	箇所	3	3	3
	実績	箇所	2	2	3

### 2 地域自立支援協議会の設置

本市では障がい者団体、事業所、教育、医療等の関係する分野の委員で構成する地域自立支援協議会を設置しています。

図表 地域自立支援協議会の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域自立支援協議会	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

### 3 成年後見制度利用支援事業

市では成年後見制度利用支援事業を実施していますが、現在のところ利用実績はありません。

図表 成年後見制度利用支援事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	無	無	無

## 4 市町村相談支援機能強化事業

市町村相談支援機能強化事業は、見込みどおり実施しています。

図表 市町村相談支援機能強化事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村相談支援機能強化事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

## 5 コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、平成26年度で見込み量の7人に対し6人の利用が見込まれています。

図表 コミュニケーション事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業	見込量	人	5	6	7
	実績	人	3	5	6

※年間利用分（利用人数）。平成26年度は見込値。

## 6 日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具では見込み量よりやや少なめとなりましたが、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の各用具では見込み値を超えて利用がみられます。

図表 日常生活用具給付等事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具	見込量	件	8	10	12
	実績	件	6	3	0
自立生活支援用具	見込量	件	7	8	9
	実績	件	4	11	3
在宅療養等支援用具	見込量	件	5	6	7
	実績	件	6	8	6
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	3	3	4
	実績	件	2	6	2
排せつ管理支援用具	見込量	件	430	440	450
	実績	件	524	572	575
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	件	2	2	2
	実績	件	2	4	1

※年間利用分。平成26年度は見込値。

## 7 移動支援事業

移動支援事業は、人数、利用時間ともに見込み値よりやや少なめの利用となっていますが、平成26年度の見通しでは当初の見込み値に近い21人の利用がみられます。

図表 移動支援事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	見込量	人	18	20	22
		時間	756	840	924
	実績	人	14	13	21
		時間	838.5	738.5	962

※年間利用分（実利用人数、延利用時間）。平成26年度は見込値。

## 8 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターはI型1箇所となっています。利用者数は、見込み値より多くなっています。

図表 地域活動支援センター事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基礎的事業及び 機能強化事業	見込量	箇所	1	1	1
		人	64	68	72
	実績	箇所	1	1	1
		人	82	78	78

※年間利用分（延利用人数）。平成26年度は見込値。

## 9 その他事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の利用実績は、平成26年度は4人となる見込みです。

図表 訪問入浴サービス事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス 事業	見込量	人	7	7	8
	実績	人	4	4	4

※年間利用分（実人数）。平成26年度は見込値。

### (2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用実績は、平成26年度には10箇所で開催し、見込み値を超えて利用される見込みです。

図表 日中一時支援事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	見込量	箇所	7	7	7
		人日	650	700	750
	実績	箇所	8	9	10
		人日	853	750	782

※年間利用分（延利用日数）。平成26年度は見込値。

(3) 生活支援・生活サポート事業

生活支援、生活サポート事業の平成26年度の利用実績は、921時間となっており、見込み値を超えて利用される見込みです。

図表 生活支援・生活サポート事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活支援・生活サポート事業	見込量	時間	885	900	915
	実績	時間	957	1,060	921

※年間利用分（延利用時間）。平成26年度は見込値。

(4) 自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業

自動車運転免許取得事業及び自動車改造助成事業は、毎年1人の利用がありました。

図表 自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許取得助成事業	見込量	件	2	2	2
	実績	件	1	1	1
自動車改造助成事業	見込量	件	4	5	6
	実績	件	1	1	1

※年間利用分。平成26年度は見込値。

## 第4章 第4期の成果目標





## 第4章 第4期の成果目標

### 第1節 成果目標

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行目標を定めると以下の図表のとおりとなります。本市においては、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は2人を目標とし、地域生活移行者数は3人を目標とします。

○基本指針：平成29年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。
ア 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
イ 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標

項 目	数 値	備 考
平成25年度末時点の入所者数 (A)	35人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	33人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み (C = A - B) 削減率(イ = C / A × 100)	2人 5.7%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率(ア = D / A × 100)	3人 8.6%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

## 2 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点を整備します。

- 基本指針：平成29年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。
- 定義、機能：障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図る。

図表 地域生活支援拠点の整備

項目	整備の有無
平成29年度末時点での地域生活支援拠点	有

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行として5人を目標とします。

- 基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。  
 目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数 (A)	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	5人 5.0倍	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

**(2) 就労移行支援事業の利用者数**

就労移行支援事業の利用者数は、福祉施設利用者の61%増の21人を目標とします。

○基本指針：平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行支援事業の利用者数の目標

項目	数値	備考
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	13人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B = A × 1.6)	21人 161.5%	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

**(3) 就労移行率の3割以上の事業所の割合**

国の基本指針により市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率を3割以上とする事業所の割合を全体の5割以上とすることとしています。本市においては2事業所を見込みます。

○基本指針：平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行率の3割以上の事業所の割合の目標

項目	数値	備考
平成29年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	3箇所	平成29年度末における就労移行支援事業所の数
平成29年度末の就労移行率3割以上の事業所の数 (B)	2箇所	平成29年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合 (B/A)	66.7%	平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

## 第2節 障がい福祉サービスの見込量（活動指標）

### 1 訪問系サービス

#### (1) サービスの内容

居宅生活を支援する訪問系サービスには、「介護給付」として実施される居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 訪問系サービスの事業内容

事業名	内容等
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。 対象者：障害支援区分1以上の人
重度訪問介護	重度の身体障がい者または重度の行動障がいのある知的もしくは精神障がい者で常に介護が必要な人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。 対象者：障害支援区分4以上で所定の項目に該当する人
同行援護	視覚障がいのある人で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 対象者：障害支援区分は用いず、支給対象者を特定するための独自の評価指標に該当する人
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上困難があり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護を行います。 対象者：障害支援区分3以上で所定の項目に該当する人
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人につき、サービスを包括的に行います。 対象者：障害支援区分6で所定の項目に該当する人

**(2) 数値目標**

居宅介護については、平成29年度で30人の利用を見込み、月平均1人あたりの利用時間として10時間を見込むことにより、月総利用時間を300時間とします。

重度訪問介護、行動援護については、各1人の利用を見込みます。

同行援護は、平成29年度には7人で月49時間の利用を見込みます。

図表 訪問系サービスの数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	240	270	300
	人	24	27	30
重度訪問介護	時間	100	100	100
	人	1	1	1
同行援護	時間	35	42	49
	人	5	6	7
行動援護	時間	10	10	10
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度月平均利用分。

**2 日中活動系サービス****(1) サービスの内容**

日中活動を支援する日中活動系サービスには、「介護給付」として実施される生活介護、療養介護、短期入所と、「訓練等給付」として実施される自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 日中活動系サービスの事業内容

事業名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。障害支援区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である人及び年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である人を対象とします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分6の人及び筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人であって障害支援区分5以上の人を対象とします。
短期入所	<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>「福祉型」は、障害者支援施設等において実施し、</p> <p>(1) 障害支援区分が区分1以上である方</p> <p>(2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童を対象とします。</p> <p>「医療型」は、病院、診療所、介護老人保健施設において実施し、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者等を対象とします。</p>
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人に一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業名	内容等
就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労が可能であり、利用開始時に65歳未満である人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(2) 数値目標

生活介護については、平成29年度で利用人数を67人、利用日数を1,474人日見込みます。

療養介護は、5人の利用を見込みます。

短期入所は、施設の新設を見込み、平成29年度で40人、280日の利用を見込みます。

自立訓練の機能訓練については、市内にサービス提供施設はありませんが市外の施設と協力し、利用希望によって対応できる体制とし、平成29年度で利用人数を2人見込みます。自立訓練の生活訓練は、日中47人、夜間24人を見込みます。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は平成29年度で21人を目標とし、就労継続支援A型を2人、就労継続支援B型を108人の利用を見込みます。

図表 日中活動系サービスの数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日	946	1,430	1,474
	人	43	65	67
療養介護	人	5	5	5
短期入所(福祉型)	人日	196	231	259
	人	28	33	37
短期入所(医療型)	人日	7	14	21
	人	1	2	3

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	946	990	1,034
	人	43	45	47
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	484	506	528
	人	22	23	24
就労移行支援	人日	330	396	462
	人	15	18	21
就労継続支援A型	人日	44	44	44
	人	2	2	2
就労継続支援B型	人日	2,156	2,266	2,376
	人	98	103	108

※各年度月平均利用分。

### 3 居住系サービス

#### (1) サービスの内容

住まいの場となる居住系サービスには、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 居住系サービスの事業内容

事業名	内容等
共同生活援助 （グループホーム）	障がいのある人が、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### (2) 数値目標

共同生活援助は地域移行の促進及び施設の新設を見込み、平成29年度に21人の利用を見込みます。

施設入所支援は、逆に地域移行により、減少を見込み33人の利用者を目指します。



図表 居住系サービスの数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	7	16	21
施設入所支援	人	36	34	33

※各年度月平均利用分。

#### 4 計画相談支援・地域相談支援

##### (1) サービスの内容

計画相談支援は、障がいのある人で自立支援給付事業（介護給付・訓練等給付）のサービスを利用する際、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整（サービスの利用のあっせんや調整、契約援助及びモニタリング）などの支援をします。

地域移行支援は、施設入所者及び入院中の精神障がいのある人で、地域生活するための相談、住宅の確保、同行支援などの地域移行のための支援をします。

地域定着支援は、地域に移行した単身の障がいのある人や家族の支援を受けられない障がいのある人に、夜間を含めた支援体制を整備し、緊急時における相談等の支援をします。

##### (2) 数値目標

計画相談支援については、平成29年度で月平均21人の利用を見込み、地域移行支援、地域定着支援はともに1人を見込みます。

図表 計画相談支援の数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	19	20	21
地域相談支援 (地域移行支援)	人/月	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人/月	1	1	1

※月平均人数。

## 5 障がい児支援（児童福祉法）

### （1）サービスの内容

障害者総合支援法では、障がい児に対するサービスは在宅のもののみとなっています。国の指針では、通所支援や施設入所に係る事業について、児童福祉法による事業の目標を定めることとしています。

### （2）数値目標

児童発達支援、医療型児童発達支援は各1人を見込みます。また、放課後等デイサービスを5人、保育所等訪問支援を1人見込みます。

障害児相談支援は、平成29年度に4人見込みます。

図表 障がい児支援（児童福祉法）の事業内容

事業名	内容等
児童発達支援	<p>地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。</p> <p>福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。</p> <p>障がい児に対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。</p>
放課後等デイサービス	<p>主に6歳から18歳の障がいのある児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供する事業です。利用に際して療育手帳や身体障害者手帳は必須ではないため、学習障がい等の児童も利用しやすくなっています。法改正によって未就学児童は児童発達支援事業、学齢期児童は放課後等デイサービスに分かれ、障がいの種類にかかわらず利用できるようになりました。</p>

事業名	内容等
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能です。
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

図表 障がい児支援の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1
児童発達支援センター	箇所	1	1	1
医療型児童発達支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1
児童発達支援センター	箇所	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	60	60	60
	人	5	5	5
保育所等訪問支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	2	3	4

※各年度月平均利用分。

## 第3節 地域生活支援事業

### 1 理解促進研修・啓発事業

#### (1) サービスの内容

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向け、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発の取り組みを実施します。

#### (2) 数値目標

理解促進研修・啓発事業は平成28年度より実施します。

図表 理解促進研修・啓発事業の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有

### 2 自発的活動支援事業

#### (1) サービスの内容

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し、その活動を支援します。

#### (2) 数値目標

自発的活動支援事業は平成28年度より実施します。

図表 自発的活動支援事業の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有

### 3 相談支援事業

#### (1) サービスの内容

障がいのある人の福祉に関する諸般の問題につき、本人や保護者または介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、行政機関や専門機関の紹介及びケアマネジメント等の必要な情

報の提供及び助言等を行います。

また、行政ほか、福祉・医療等関係機関と連携を図りながら障がい者本人や家族だけでは解決されない問題等について、障害支援区分や生活状況に応じた各種福祉サービスの利用に繋げるサポートを行います。

## (2) 数値目標

相談支援事業の利用者は180人を見込みます。また、基幹相談支援センターを平成29年度に整備することを目指します。

図表 相談支援事業の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業 (基本相談)	人	180	185	190
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

## 4 成年後見制度利用支援事業

### (1) サービスの内容

知的障がいのある人または精神障がいのある人で、成年後見制度利用が必要と認められる場合、登記手数料・鑑定費用等の費用の一部若しくは全部を助成します。

### (2) 数値目標

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、利用促進を目指した広報活動や相談等を強化します。利用は毎年1人ずつの増加を見込みます。

図表 成年後見制度利用支援事業の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	3

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

### (1) サービスの内容

知的障がいのある人または精神障がいのある人で、成年後見制度を利用する場合、法的に権限を与えられた法人を利用する場合にこれを支援します。

### (2) 数値目標

成年後見制度法人後見支援事業は平成29年度に実施予定です。

図表 成年後見制度法人後見支援事業の数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援用支援事業	実施の有無	無	無	有

## 6 意思疎通支援事業

### (1) サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

### (2) 数値目標

手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業は、手話通訳者の活用を図ることとし、過去の実績をもとにして、平成29年度までの実利用人数を7人と見込みます。

市役所では聴覚障がいのある人等が来庁した際のコミュニケーション支援を行う手話通訳者を設置します。計画期間の手話通訳者設置事業は1人を見込みます。

図表 意思疎通支援事業の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業	実利用人数	7	7	7
	派遣見込み延べ人数	9	9	9
手話通訳者設置事業	実設置見込み人数	1	1	1

## 7 日常生活用具給付等事業

### (1) サービスの内容

重度障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

### (2) 数値目標

日常生活用具給付等事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。平成29年度には、介護訓練支援用具を10件、自立生活支援用具を14件、在宅療養等支援用具を16件、情報・意思疎通支援用具を12件、排せつ管理支援用具を660件、住宅改修を3件と見込みます。

図表 日常生活用具給付等事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	件	8	9	10
自立生活支援用具	件	12	13	14
在宅療養等支援用具	件	12	14	16
情報・意思疎通支援用具	件	8	10	12
排せつ管理支援用具	件	620	640	660
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	3	3

## 8 手話奉仕員養成研修事業

### (1) サービスの内容

手話奉仕員の養成を目指し研修を行います。

### (2) 数値目標

計画期間中毎年5人ずつの参加者を目指し、うち1人の登録を見込みます。

図表 手話奉仕員養成研修事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了(登録)見込み者数	5(1)	5(1)	5(1)

## 9 移動支援事業

### (1) サービスの内容

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

### (2) 数値目標

平成29年度の利用者数は17人、利用時間は1人当たり60時間を見込み、1,020時間とします。

図表 移動支援事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用見込み者数	15	16	17
	延べ利用見込み時間数	900	960	1,020



## 10 地域活動支援センター事業

## (1) サービスの内容

地域活動支援センターでは障がいのある人等が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。

## (2) 数値目標

事業所数は市内1箇所を見込み、利用者数は市内90人を見込みます。

図表 地域活動支援センター事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内分	実施見込み箇所数	1	1	1
	実利用見込み人数	90	90	90
市外分	実施見込み箇所数	0	0	0
	実利用見込み人数	0	0	0

## 11 その他事業

## (1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

平成29年度のサービス必要量は5人と見込みます。

図表 訪問入浴サービス事業の見込量 (年間)

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	人	4	4	5

※実利用人数

## (2) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

平成29年度は、10箇所ですべて900人日の延べ利用日数を見込みます。

図表 日中一時支援事業の見込量 (年間)

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	箇所	10	10	10
	人日	800	850	900

※延利用日数

### (3) 生活支援・生活サポート事業

介護給付決定者以外の人で、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、買い物、家事、服薬管理、金銭管理など障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。

生活支援・生活サポート事業の平成29年度の事業量は1,100時間を見込みます。

図表 生活支援・生活サポート事業の見込量 (年間)

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援・生活サポート事業	時間	1,000	1,050	1,100

※延利用時間

### (4) 自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

平成29年度における見込み量は、自動車運転免許取得助成事業を1人、自動車改造助成助成事業を1人とします。

図表 自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業の見込量 (年間)

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得助成事業	件	1	1	1
自動車改造助成事業	件	1	1	1

## 第5章 サービス見込量の確保の方策



## 第5章 サービス見込量の確保の方策

サービスの利用を希望する障がいのある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択できるよう、市内外のサービス事業所への指導・助言、各種支援を行い、サービスの充実・強化を図ります。民間事業者やNPO等の参入を促進し、質量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

### 1 在宅生活支援サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護の訪問系5サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、市内の事業所の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実を図ります。

### 2 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供の強化、促進を図ります。

特に、生活介護事業所が不足していることから新規開設についても、事業所等と協議・検討していきます。

### 3 生活の場となるサービス

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、障害者総合支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）の新規開設について、事業所等と協議・検討していきます。

### 4 計画相談支援サービス

障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「計画相談支援」については、指定特定相談支援事業者と連携してサービス提供を図ります。

### 5 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量の確保のために、関係事業所との連携を強化するとともに、手話通訳など人材の確保が必要となることから、県や関係団体等との連携により人材の育成、確保に努めます。

また、障がい児の療育など保健・医療関係者との連携にも努めていきます。

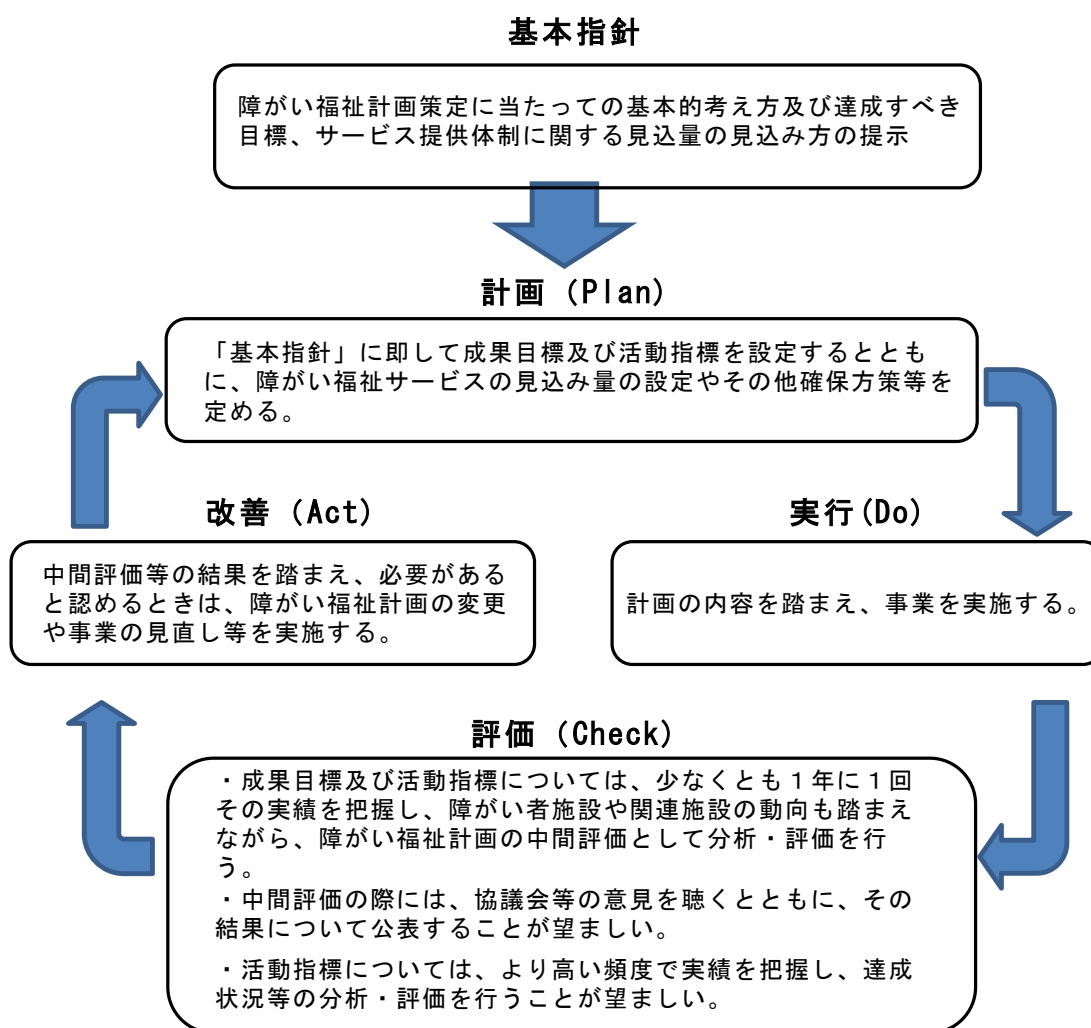
成年後見制度については、県や民間も含めた法務の専門家との連携を強化します。

### 6 PDCAサイクルの導入

毎年の各種サービスの利用状況や施策の推進状況等について、自立支援協議会により、毎年の成果目標、サービス見込量（活動指標）の達成状況などを把握、点検し、PDCAサイクル※を確実にを行い、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

※業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

## PDCAサイクルのプロセス



出典：「障がい福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」





## 資料編



## 資料編

### 胎内市地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 6 月 1 日

告示第 75 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日告示第 63 号

平成 21 年 5 月 20 日告示第 80 号

(設置)

第 1 条 胎内市の相談支援事業を適切に実施するため、胎内市地域自立支援協議会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者又は団体若しくは機関の代表者（当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。）のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 医療関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 商工会
- (6) 社会福祉施設関係者
- (7) ボランティア団体
- (8) 県の機関

(9) 学識経験者

(10) 市の機関

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、委員の一部をもって開くことができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、委員会に個別事例等における具体的な事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

(専門部会の構成)

第8条 専門部会は委員会の委員長が指名する委員会の委員及び専門委員（以下「専門部会委員」という。）をもって構成する。

2 専門部会に部会長を置き、部会長は委員会の委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(専門部会の運営)

第9条 専門部会は、部会長がこれを主宰する。

2 部会長に事故があるときは、部会長が専門部会委員のうちから、あらかじめ指名する副部会長がその職務を行う。

(専門部会の報告)

第10条 専門部会は、調査研究した結果を委員会に報告しなければならない。

(専門部会の運営に関する委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、専門部会の運営に関し、必要な事項は部会長が定める。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年6月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定による委員の任期については、同条の規定にかかわらず、平成21年8月7日を始期とする委員の任期に限り、平成23年3月31日とする。

附 則 (平成20年4月1日告示第63号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月20日告示第80号)

この告示は、平成21年5月20日から施行する。

## 障がい福祉関連用語解説

(五十音順)

### 【NPO】

NPOとは、「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織（団体）。日本では、市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織という意味で用いられる。

### 【ガイドヘルパー】

買い物、旅行、余暇活動等で障がいのある方の外出を介助し、自立と積極的な社会参加を促進する人。

### 【協働】

地域の課題解決や社会目的の実現に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互の立場や特性を認め、お互いの不足分を補い合い、ともに協力して行う課題解決に向けた取り組み。

### 【矯正施設】

狭義では、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のこと。広義では「犯罪者・非行少年・触法少年などの改善更生を目的とした教育・訓練を行う施設」を指す。そのため、上記の法務省所管の施設のほか、厚生労働省所管ないし都道府県立の児童自立支援施設や、民間団体の運営による犯罪者更生施設（フリースクール）などの国公私立施設も含む。

矯正施設においては、その各施設における目的を達成するための各種プログラムを遂行している。

### 【グループホーム】

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人の障がいのある人が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供される。

**【ケースワーカー】**

生活保護を受けている人などに様々な働きかけをしたり、問題解決をしたりする職員。福祉事務所等で現業を行なっている職員のこと。

**【権利擁護事業】**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない方や日常生活に不安を感じている方が、安心して自立した生活を送るために行う、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等。

**【ケアマネジャー】**

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業所及び施設との連絡調整を図り、要介護者等の自立した日常生活を支援する者。

**【継続サービス利用支援（モニタリング）】**

障害者総合支援法において、継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

**【コーディネーター】**

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

**【作業療法】**

理学療法士及び作業療法士法では「身体又は精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせること」と定義されるリハビリテーションの方法。

**【サービス等利用計画】**

障害者総合支援法において、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

### 【市民後見人】

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

### 【自助、共助、公助】

自助：自分の責任で、自分自身が行うこと。

共助：自分だけでは解決や行なうことが困難なことについては、周囲や地域が協力して行うこと。

公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行うこと

### 【社会福祉協議会】

地域住民をはじめ、社会福祉関係者などの参加のもとに、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし活動する民間団体。

### 【障害者基本法】

身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がいのある人の「完全参加と平等」を目的としている。

### 【ショートステイ】

短期入所。家庭等で障がいのある人の介護を行う人が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障がいのある人が一時的に障がい者施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービス。

### 【ジョブコーチ】

障がい者の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実地に指導する援助者。



**【成年後見制度】**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。従来の禁治産、準禁治産の制度に代わるものとして、平成12年4月から施行。

**【創作活動】**

様々な個性を持つ人々が一つの場を共有し、絵画、陶芸、手芸など、一緒にものづくりをする活動。

**【地域自立支援協議会】**

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

**【デイサービス】**

在宅の障がいのある人の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することにより、障がいのある人の自立と社会参加を促進するサービス。

**【トライアル雇用】**

職業経験、技能、知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

**【日中一時支援事業】**

障がい者等の家族の就労支援及び、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。

### 【ネグレクト】

幼児・児童・障がい者・高齢者など社会的弱者に対する不適切な保護や養育。衣食住の十分な世話や介護などを怠り、精神的・医療的なケアを十分に行わずに放任する行為。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつであり、日本では特に子どもへのネグレクト、「育児放棄」を指すことが多い。栄養不良や発達障がいなどを引き起こすほか、人格形成に多大な影響を与える可能性がある。

### 【ノーマライゼーション】

障がいのある人が、地域社会の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。

### 【発達障害者支援法】

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害などの通常低年齢で発現する脳機能の障がいがある人の援助等について定めた法律。平成17年4月1日施行。

### 【バリアフリー】

もともとは障がいのある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

### 【ハローワーク】

公共職業安定所、略称「職安」、愛称「ハローワーク」は、国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく国民に安定した雇用機会を確保することを目的とした機関。求職者には就職についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供。

### 【ホームヘルプ】

在宅で生活している障がいのある人がホームヘルパーから受ける、身体介護、家事援助、移動介護、日常生活支援（日常生活全般に常時の支援を必要とする人に対して行う、身体介護、家事援助、見守り等の支援のサービス）をいう。

**【ボランティア】**

個人の自由な意思により考え、発想し、行動するという自発的な行為を行う人。

**【ユニバーサルデザイン】**

はじめからバリアを作らず、障がいの有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

**【ライフステージ】**

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階。

**【理学療法】**

理学療法士及び作業療法士法では「身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること」と定義されるリハビリテーションの方法。

**【リハビリテーション】**

障がいのある人の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障がいのある人の全人的復権」を理念とする。

**【レスパイト事業】**

障がい児(者)などを、家庭の必要に応じて日中または宿泊で一時的に預かったり、家族に代わって送迎するなど、手軽にご利用できるサービスを行なう事業。定義では、「障がいを持つ方の日常的ケアからの一時的解放」。



第4期胎内市障がい福祉計画

発行：平成27年3月

企画・編集：新潟県 胎内市 健康福祉課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL：(0254) 43-6111

FAX：(0254) 44-8040